

事務連絡  
平成19年3月28日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課  
労災保険審査室長

審査請求及び再審査請求に係る事務処理に当たっての留意事項について

標記については、平成19年2月23日付け基労発第0223001号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の第7の1の(4)により、労災保険審査請求事務取扱手引(以下「手引」という。)を改訂するまでの間の審査請求事務に当たっての留意事項については別途指示するとされたところであるが、当該別途指示については下記のとおりとするので、従前の手引きとともに、本事務連絡に留意し適正な事務処理を実施されたい。

#### 記

#### 1 審査請求に係る労災補償課長等の事務について

(1) 労災補償課長は、労災補償監察官等とともに、審査請求事件に係る意見書及び関係書類提出後速やかに審査請求人の主張内容等をも踏まえ、原処分における調査不足事項の有無や業務上外等の判断に係る妥当性について検証を実施すること。

なお、検証に当たっては、特に以下に留意すること。

ア 労働時間は、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案等において、業務の過重性を評価する上で特に重要な要素であることから、労働時間の把握、算定、確定又は推定の根拠となった資料等の妥当性を十分に検討すること。

イ 脳・心臓疾患事案については、不規則な勤務、交替制勤務・深夜勤務、作業環境に特異性がある業務等(例えば海外出張が多い勤務、シフト勤務で拘束時間・手待ち時間が長いもの)が認められる場合には、労働時間のみならず、それらの負荷要因が的確に評価されているか否かについて、特に慎重に確認すること。

ウ 精神障害等事案については、具体的出来事の評価、心理的負荷の強度の修正や職場の出来事に伴う変化等の評価に関して、労働時間のみならず、次に掲げる観点からの評価が的確に行われているか否かについて、特に慎重に確認すること。

① 心理的負荷の強度の修正に関しては、具体的な業務の内容とその困難度、当該業務と被災者の能力や経験とのギャップの程度等(例えば新入社員と中堅社員を同僚労働者等として比較、評価していないかなど)

② 職場の出来事に伴う変化等の評価に関しては、労働の密度の変化、具体的支援の有無等

エ 医学的判断を要する事案については、専門医の意見内容（傷病の発症機序や基礎疾患等をも踏まえた上での的確なものとなっているかなど）、主治医等と専門医の意見が異なる場合の医学的判断の妥当性等について慎重に検討すること。

オ 検証に当たっては、チェックポイント（全国労災保険審査官会議で配布）を活用すること。

カ 労災補償課長は、検証の結果を記録しておくこと。

(2) 検証の結果、原処分における調査不足事項等が認められた場合、労災補償課長は、労災保険審査官に対し、必要な助言を行うとともに、他の事案において同様の調査不足等が生じないよう、管下労働基準監督署に対して会議や研修において周知する等の措置を必ず講じること。

(3) 上記(1)の検証の過程において疑義が生じた場合には、労災補償課長は、速やかに労災保険審査室あて相談すること。

## 2 審査請求に係る労災保険審査官の事務について

(1) 労災保険審査官は、審査請求に係る事務処理に当たっては、特に以下に留意すること。

ア 審査請求を受理した場合には、その旨を速やかに労災補償課長に連絡するとともに、関係書類の提出を原処分庁に求めること。

イ 原処分庁から提出された関係書類を受理した段階において、チェックポイント等を活用し、原処分庁における調査不足事項があるか否か等入念な点検を行うこと。その上で、原処分の妥当性、審査請求人の主張する内容、労災補償課長からの検証結果に基づく助言等を踏まえて、争点整理を行うとともに、審理計画を作成すること。

ウ 原処分庁から提出された意見書の内容等に疑義がある場合には、必ず確認を行い、疑義を解消した上で、審理を進めること。

エ 原処分庁における調査不足事項等については、これを補充する必要な調査等を確実に行うこと。

オ 上記エの調査等によって判明した新たな事実関係等を加えて事案を検討し、法令・通達等に照らした上で、原処分の取消を含めた判断を行うこと。

(2) 決定書の作成について

決定書は、可能な限り簡潔・明瞭なものとする。具体的には、下記を参照すること。

ア 判断要件は「別紙のとおり」と記載し、添付する形式をとること。

イ 認定した事実は、判断の根拠として採用したものだけを記述すること。

ウ 聴取書等における申述者の氏名は記載せず、「主治医」、「専門医」、「労災医師」及び「事業場関係者」等の記述にとどめること。

エ 医師意見書の記載に当たっては、簡潔・明瞭に要旨を記載すること。

オ 棄却決定の場合、結論部分において請求人の主張意見を採用しなかった理由を可能な限り簡潔・明瞭に記述すること。

### 3 審査請求に係る原処分庁の事務について

原処分庁は、意見書の作成に当たっては、審査請求人の主張を採用しなかった理由を明確に記載すること。

### 4 再審査請求に係る労災補償課長等の事務及び原処分庁の意見書作成等について

- (1) 労災補償課長は、再審査請求が行われた脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案であつて、請求人及び請求代理人から新たな事実及び主張が提出された場合については、新たな事実及び主張を考慮し、上記1に準じた検証を行うこと（本事務連絡発出前の未検証の前述事案も同様とする。）。
- (2) 労働保険審査会から再審査請求に係る受理通知を原処分庁又は労災保険審査官が受けたときは、速やかに労災補償課長にその旨を連絡すること。また、原処分庁は労働保険審査会から送付された再審査請求書及び同添付資料の写しを労災補償課長あて送付すること。
- (3) 労災補償課長は、原処分庁から労働保険審査会への意見書及び関係資料、労災保険審査官から労働保険審査会への関係資料の提出に当たっては、業務上外等の判断に関係のない資料や使用に制限のある資料があるか否かなどについて必ず点検すること。

### 5 局管理者の進行管理について

労災補償課長は、労災保険審査官が行った争点整理の結果等を基に、労災補償課内で労災補償監察官等を含めた審査請求事件に係る検討会を随時開催し、調査事項及び決定に係る全般について労災保険審査官に助言・指導すること。

### 6 その他

- (1) 労災補償課長及び労災保険審査官は、審査・再審査関係業務において疑義が生じたときには、随時、労災保険審査室あて相談すること。
- (2) 局の実情（審査請求件数が多い、他の労災補償業務との関係等）により、本事務連絡の弾力的な運用が必要と思われる場合、労災補償課長は、労災保険審査室あて相談すること。
- (3) 平成19年度新任審査官研修についても、本事務連絡を踏まえた内容で実施することとしていること。